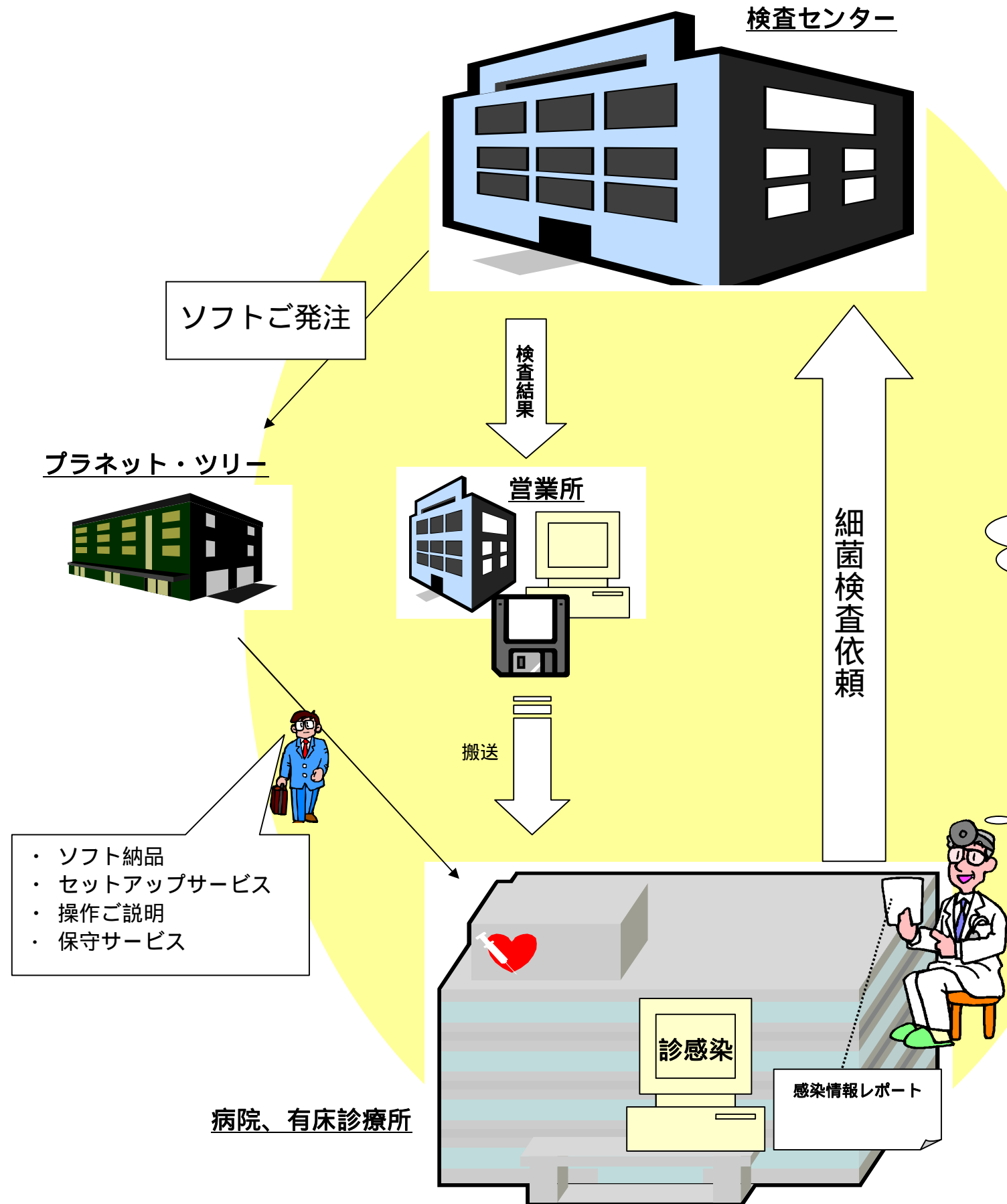


# 院内感染防止対策システム 『診感染』 ご説明資料



< 入院基本料からの院内感染防止対策未実施減算 >

**院内感染防止対策未実施により入院基本料から 5 点減算**  
(入院一日一人当たり)(平成 12 年 4 月 ~ )

・ 院内感染防止対策に関する基準 4 項目の内の一つ

「当該保険医療機関内にある検査部において、各病棟の微生物学的検査に係る状況等を記した『**感染情報レポート**』が週 1 回程度作成されており、当該レポートが院内感染対策委員会(月 1 回程度開催)において十分に活用されている体制がとられていること。当該レポートは入院中の患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が病棟の疫学情報として把握、活用されることを目的として作成されるものであり、各病棟からの拭き取り等による各種細菌の状況を記すものではない。」

院内感染対策

< 日本医療機能評価機構による病院機能評価 >

- ・ 社会からの医療機関の監視および序列化への対策(平成 14 年 4 月からの 2 年間は認定取得が診療報酬上の施設基準要件のひとつに)
- ・ 平成 13 年 4 月からの広告規制緩和で評価結果を広告できることに
- ・ 平成 16 年 8 月 23 日現在、全国約 9000 病院中 1371 病院が認定取得。(Web サイトで一般公開中)
- ・ **院内感染管理は病院の質を評価する上で最も重要な項目のひとつ。**

・ 病院機能評価評価体系全 6 領域の内 2 番目「患者の権利と安全の確保」の全 44 項目の内、院内感染管理に関する項目は 13 項目を占める。

< 第 3 項 > 自院の院内感染に関して分離菌や感染症例を把握し改善策を講じている

- ・ **検体の種類や病棟別にどのような菌が分離されているか把握している(検体種別、病棟別データの把握。起因菌の分離件数、抗菌薬への感受性の把握)**
- ・ **院内感染の発生及びその動向を、少なくとも重要となる部門や症例群で把握、評価し改善策を講じている**

< 第 4 項の 2 > 院内感染管理についての教育活動が行われている

- ・ **病院として院内感染管理に関する情報の収集が行われ、関連部署への情報提供が行われている**